二　関税率表第五五・〇二項に該当するもの

三　関税率表第五五・〇三項、第五五・〇六項、第五五一二・二一号及び第五五一二・九九号に該当するもの

四　関税率表第五五〇四・九〇号、第五五・〇七項及び第五五・一六項に該当するもの

［新設］

第百八条　輸出令別表第二の三第二号の二⑳に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第五六〇一・二九号及び第五六〇一・三〇号に該当するもの

二　関税率表第五六・〇四項に該当するもの

三　関税率表第五六・〇五項に該当するもの

四　関税率表第五六〇七・四一号に該当するもの

［新設］

第百九条　輸出令別表第二の三第二号の二㉑に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五八〇一・二七号、第五八・〇三項及び第五八〇六・四〇号に該当するものとする。

［新設］

第百十条　輸出令別表第二の三第二号の二㉒に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第五九・〇一項に該当するもの

二　関税率表第五九・〇五項に該当するもの

三　関税率表第五九・〇八項に該当するもの

四　関税率表第五九・一〇項に該当するもの

五　関税率表第五九・一一項（第五九一一・二〇号及び第五九一一・九〇号を除く。）に該当するもの

［新設］

第百十一条　輸出令別表第二の三第二号の二㉓に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六〇一・九九号、第六〇・〇三項、第六〇〇五・三六号、第六〇〇五・四四号及び第六〇〇六・一〇号に該当するものとする。

［新設］

第百十二条　輸出令別表第二の三第二号の二㉔に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六三・〇九項に該当するものとする。

［新設］

第百十三条　輸出令別表第二の三第二号の二㉕に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第六八〇二・九二号に該当するもの

二　関税率表第六八〇四・二三号に該当するもの

三　関税率表第六八・〇六項に該当するもの

四　関税率表第六八・〇七項に該当するもの

五　関税率表第六八〇九・一九号に該当するもの

六　関税率表第六八一〇・九一号に該当するもの